

資料－2

富士川流域治水協議会の設立趣旨について

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

富士川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「富士川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、富士川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1に掲げる委員で構成する。

なお、協議会への参加は代理による出席を妨げない。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別紙1に掲げる委員以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 富士川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関する必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年9月9日から施行する。

富士川流域治水協議会 構成

北杜市長
韋崎市長
甲斐市長
南アルプス市長
昭和町長
中央市長
市川三郷町長
富士川町長
甲州市長
山梨市長
笛吹市長
甲府市長
身延町長
早川町長
南部町長
富士宮市長
富士市長
静岡市長

山梨県 県土整備部 治水課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局長

関東地方整備局 甲府河川国道事務所長

協議会での実施事項と今後の進め方について

【実施事項】

- 流域治水の全体像を共有・検討。
- 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 等

【今後の進め方】

協議会設置

- ・流域治水プロジェクトとは
- ・協議会での実施事項、進め方等
- ・流域対策の共有と検討について 等

9月中（予定）

流域治水プロジェクト(中間とりまとめ) 公表

- ・国・県管理区間ににおける「河川に関する対策」を図示
- ・「流域に関する対策」（案）の記載
- ・「避難・水防に関するソフト対策」（案）の記載 等

※協議会は適宜開催

- ・検討している流域に関する対策を適宜反映

令和3年3月
(予定)

流域治水プロジェクト 公表

- ・「河川に関する対策」「流域に関する対策」
- ・「避難・水防等に関するソフト対策」について当面の対策をとりまとめ

※以降、プロジェクトにもとづく対策の実施状況のフォローアップを行うとともに、情勢の変化（河川対策、流域対策、ソフト対策の各取り組みの進捗状況や検討状況）等を踏まえ流域治水プロジェクトに参画する主体や取組内容の追加、見直しを行うことにより、流域治水の充実・強化を図っていく予定。